

7. 重点医療機関等設備整備補助事業

1 事業内容

重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備を整備する費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備する。

2 対象施設

- (1) 重点医療機関
- (2) その他知事が特に必要と認める医療機関

3 実施期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

4 補助条件

- (1) 重点医療機関等において、高度かつ適切な医療を提供するための設備整備を行うこと。
- (2) 対象となる経費について、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業において、同事業の補助金の交付を受けている場合は、令和3年度に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。

5 対象経費

重点医療機関等が新たに機器等を整備することに要する以下の経費

6 補助基準額

| | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 超音波画像診断装置 | 11,000,000 円/台 |
| (2) 血液浄化装置 | 6,600,000 円/台 |
| (3) 気管支鏡 | 5,500,000 円/台 |
| (4) C T撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） | 66,000,000 円/台 |
| (5) 生体情報モニタ | 1,100,000 円/台 |
| (6) 分娩監視装置 | 2,200,000 円/台 |
| (7) 新生児モニタ | 1,100,000 円/台 |

7 補助率

10分の10

